

三原市立第四中学校不祥事防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、三原市立第四中学校校務運営規程第2章第8条第3項の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、学校組織として、教職員の教育公務員としての自覚と規範意識の高揚を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ学校風土・文化の確立することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、体罰・セクハラ担当、その他校長が認める職員をもって構成する。

(業務内容)

第4条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 服務規律の確保に係る年間研修計画の企画、実施
- (3) 「体罰・セクシャルハラスメント相談窓口」との連携
- (4) 生徒の状況を把握するためのアンケート等の企画、実施
- (5) 服務規律確保に向けた啓発、環境づくり、情報の発信
- (6) 職員相互のコミュニケーションづくり、不祥事防止チェック
- (7) P T A等との意見交換
- (8) その他委員会が必要と認める事項

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(秘密の厳守)

第5条 委員会の構成員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはいけない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、校長が定める。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。